

会議録概要

- 1 開催した会議の名称 第3回小城市都市計画審議会
- 2 開催日時 平成22年6月28日(月) 13時30分から15時20分まで
- 3 開催場所 小城市芦刈農村環境改善センター 会議室
- 4 出席者 長会長、後藤委員、西岡委員、岸川委員、香月委員、北島委員、松尾委員、古賀委員(委員8名)

古川建設部長、池田都市整備推進室長、南里係長、田中主査(事務局:4名)
- 5 議 題
 - (1) 開会
 - (2) 挨拶
 - (3) 配布資料の確認
 - (4) 委員の出席数
 - (5) 審議会の公開・非公開
 - (6) 第1号議案 小城都市計画区域の変更
第2号議案 小城都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
第3号議案 都市計画区域の変更に係る都市施設の名称変更
第4号議案 小城都市計画道路の変更(3・4・1号小城駅千葉公園線)
 - (7) その他
 - 1) 次回の案件
 - 2) 報告事項
 - (8) 閉会

13時30分開会

〈開会〉

〈挨拶〉

〈配布資料の確認〉

〈委員の出席数〉

○事務局（池田室長）

委員の出席数ですが、小城市都市計画審議会条例第7条第2項の規定に「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。

本日13時30分現在、審議会の委員10名のうち、7名が出席されておりますので、本会議は成立していることを報告します。（後藤委員が途中で参加し、8名出席）

〈審議会の公開・非公開〉

○事務局（池田室長）

審議会の公開ですが、「審議会等の会議の公開に関する指針」により原則、公開としております。

「小城市情報公開条例」におきまして、個人情報が含まれるなど公開する事がふさわしくないものについては、公開しないとしておりますが、本日の審議会につきましては、公開する事にふさわしくないものというのはございませんので、公開するという方向で進ませていただきたいと思いますと思いますが、会長いかがでしょうか。

○長会長

はい。特に秘すべき事もないようですので、公開にしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

（はい）

はい、それでは、公開にさせていただきます。

○事務局（池田室長）

はい、ありがとうございます。今回の審議会は公開として、議事の概要及び会議の資料等につきましては、市のホームページで一般公開をさせていただきます。なお、本日の審議会への傍聴の申込みはあっておりません。

それでは、議案審議等をお願いします。本日の議案については、あらかじめ会長のほうにお届けしております。会長、審議の進行をよろしくをお願いします。

○長会長

はい。それでは、審議に入らせていただきます。お手元の次第の審議事項に1号議案から4号議案がありますけど、1号議案から3号議案までは、関連しますので、一括して事務局のほうで説明をお願い

したいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（田中主査）

それでは、議案の説明に入る前に、参考資料3と参考資料4の概要を説明させていただきたいと思っております。

参考資料3のほうになりますが、第1号議案と第2号議案につきましては、都市計画区域の変更と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更になりますが、参考資料3の県が定める都市計画となります。県の都市計画の手続きになってきますと、現在、住民説明会が終わり、国土交通省との事前協議も終わり、県から市へ正式に意見の聴取があつているところです。市のほうも、本日の都市計画審議会へ諮問をさせていただいて、答申を踏まえて、県のほうに回答したいと思っています。手続きの段階は、参考資料3の都市計画審議会という段階でございます。

今後、回答しますと、案の公告縦覧を7月16日から予定をされていますが、2週間行い、その後、県の都市計画審議会という手続きになります。

中身の説明に入らせていただきます。参考資料4の住民説明会の資料を活用させていただきたいと思っております。2ページのほうになりますが、旧小城町が昭和25年に、旧牛津町が昭和31年に行政区域の全域を都市計画区域に指定されています。平成17年3月に小城市が合併し、平成19年3月に小城市総合計画の策定、小城市都市計画基礎調査を行っています。

都市計画区域に先立ちまして、平成20年8月に小城市都市計画マスタープランを策定しております。昨年、7月に準都市計画区域を指定し、このような経緯がございます。

平成20年8月に策定しました小城市都市計画マスタープランにおきましても、「2つの都市計画区域の一本化や、都市計画区域の拡大など、適切な区域の指定に向けた変更を検討する。」という方針を出していますので、県と併せて、本日まで協議をしながら、区域の変更協議を行い、議案として提案しております。

次に3ページになりますが、議案1の小城市都市計画区域の変更の内容となりますが、「都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定する」とあり、県が指定することになっています。この一体の都市というのは、後ほど、どういう考えかというのを説明したいと思います。

次に5ページになりますが、平成18年度に佐賀県の都市計画に関する基本方針を策定しておりますが、人口減少や少子高齢化を見据えて、集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくりを目指していくという大きな方針を掲げております。その方針を踏まえて、市の都市計画マスタープランでも、拠点型の都市計画を推進していくということにしております。

結論から言いますと、平成22年10月に小城市の全域を小城都市計画区域に指定していくように考えております。

6ページに概要が掲載されていますが、変更前が旧小城町の全域が小城都市計画区域、牛津町の全域が牛津都市計画区域、旧三日月町の一部を除く区域と旧芦刈町の全域が小城準都市計画区域となっておりますが、今回、小城市全域を一本化ということで、小城都市計画区域を全域で指定するというのを考えております。

7ページになりますが、先ほど説明しました人口減少、少子高齢社会にふさわしい、生活に必要な都市機能がコンパクトにまとまったまちづくり（都市機能集約型）ということで、拠点を形成して、拠点間のネットワークで都市づくりをしていこうという市街地像を掲げております。

次に、都市計画区域を指定するための5つの視点ということで、協議する中で、①土地利用の状況及び見通し、②地形等の自然的条件、③通勤・通学等の日常生活圏、④主要な交通施設の設置状況、⑤社会的、経済的な区域の一体性というポイントがあります。

そこで、①土地利用の状況及び見通しでは、市街地や集落地の周辺部では、旧4町とも農業を中心とした土地利用が一体的になされており、今後とも周辺農地や自然的環境との調和に配慮した適正な土地利用を行っていく必要がある。

次に、②地形等の自然的要件では、ほとんど平坦地であり、地形等の阻害要素は見受けられない。

次に、③通勤通学等の日常生活圏ということでは、隣接する県都佐賀市との流入・流出が最も多い(通勤状況)ものの、市域内における日常生活圏としての結びつきも大きい。

次に、④主要な交通施設の設置状況では、小城市の旧4町の中心部は、鉄道や主要な幹線道路により結ばれており、芦刈地区においては、新たな地域高規格道路(有明海沿岸道路)の整備が進められている。

次に、⑤社会的、経済的な区域の一体性ということで、合併したことによって、社会的及び経済的な区域の一体性がさらに高まったという背景がございます。

このようなことから、小城市の全域を小城都市計画区域に指定していこうということにしております。

次に、11ページになりますが、区域マスタープランの変更ということで、こちらが、2号議案の内容となります。

12ページになりますが、「都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり定めるものとする。」ということで、区域ごとに区域マスタープランというものを法的に策定をなささいということになっていますので、区域を変更することになりますので、変更に伴い、区域マスタープランも変わってくるということになりますので、変更を議案で提案させていただきます。

大きく3つ定めることになっていますが、1. 都市計画の目標、2. 区域区分(線引き)の決定の有無、3. 主要な都市計画の決定方針という3つになっています。

13ページが、1つ目の都市計画の目標となりますが、課題として、小城市小城町を中心に、牛津、三日月、芦刈地区と連携した日常生活機能の維持・充実が求められている。

あと、既成市街地や集落地の周辺に広がる田園環境、天山山系、有明海沿岸の保全が求められている。

あとは、伝統産業や歴史・文化資源、自然的資源を活かした広域的な交流の促進が求められているということで、都市づくりの基本理念と整備の方向を3つ掲げております。

次に14ページになりますが、都市計画の目標というのを定めておりますが、集約拠点地区ごとの市街地像となりますが、ひとつが小城市の中心部ということで、旧小城町の小城駅周辺となりますが、地域拠点地区という位置付けをしております。牛津、三日月、芦刈庁舎の周辺を集落・近隣生活拠点地区という位置付けにしております。こちらの右側の将来地域構造で佐賀市を中心に多久市、神崎市などの範囲で、中部地域という形を設定しております。後ほど説明いたしますが、参考資料5ですが、県が大きく5つに分けて、地域マスタープランという上位計画を策定し、大きな視点の中で、都市計画区域ごとに落とし込んでいっているという感じになっています。そういう考えになると、小城市の拠点は、このような形になっております。

次に、15ページですが、区域区分(線引き)の決定の有無ですが、佐賀市のような線引きは、小城市においては、行わないということになっています。

理由は、「当該都市計画区域は、佐賀県における生活及び産業などの広域的な拠点性を有する区域な

どではないこと、用途地域が指定されていないこと及び現在も区域区分が行われていないことなどを総合的に勘案し、区域区分は行わない。」ということになっています。

次に、3. 主要な都市計画の決定方針ということで、まず、土地利用の方針となりますが、まず、市街地ということで、右側に絵がございいますが、拠点の市街地と沿道の既市街地があり、特に、拠点部分に都市機能を集約していきたいという形で方針が掲げられています。

もうひとつ、市街地外で、優良な農地を形成している地区では、その保全を図る。もうひとつ、既存集落等では、必要な生活基盤の整備等により、居住環境の改善を図るという方針もあります。

次に17ページになりますが、都市施設の整備方針ということで、道路、河川、下水道がありますが、道路は、拠点等の市街地の街路整備と長期間事業未着手の都市計画道路については、必要に応じて見直しを行う。あと、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路の整備を促進していくということになっています。

次に、18ページになりますが、こちらは、3号議案になりますが、都市計画区域を変更するにあたってですね、19ページを見ていただくと、牛津都市計画区域で道路と焼却場、下水道、土地区画整理事業の都市施設等の都市計画決定を行っています。今回、都市計画区域を再編することによって、最初に小城都市計画区域の〇〇〇という表現になりますので、都市計画区域の変更に伴って、施設等の名称を変更しなければならないということになっていますので、道路でいえば、牛津都市計画道路国道34号線が小城都市計画道路国道34号線になります。第3号議案は、名称変更の分を提案しております。

あと、19ページの下の方に、都市計画道路の車線数の明示ということで、平成10年に都市計画法の政令及び省令の改正がございまして、都市計画道路の車線数を明示しなさいということになっており、関係する都市計画の決定や変更時に併せて、行っておりますので、今回の小城都市計画区域や区域マスタープランを変更するにあたって、小城駅千葉公園線の車線数の明示を2ということで行うようにしています。延長、幅員については、変更はあっておりません。

20ページ以降はですね、住民さんに影響があるということで、都市計画区域が指定されることによって建築物の規制が若干ありますので、説明を行っております。

現在の都市計画、準都市計画区域内（三日月地域北部を除く。）の建ぺい、容積率などの建築形態規制値は現在と同じ値を指定し、変わらないので住民への影響は少ないと思われま

す。24ページを見ていただいてよいでしょうか。先ほどの建築形態規制値となりますが、左が現在の規制値で、右側が都市計画区域を見直した規制値となりますが、基本的には、高速道路北側が建ぺい率60%、容積率100%で、JR小城駅と牛津駅の商店街周辺以外の平野部が建ぺい率60%、容積率200%、JR小城駅と牛津駅の商店街周辺が建ぺい率70%、容積率200%ということになっております。その部分は、現状と変わりませんが、新たに三日月町の山間部に都市計画区域が指定されるところが、周辺の建築形態規制値の建ぺい率60%、容積率100%で指定していきたいと思っております。県道松尾佐賀停車場線より北の三日月町の山間部で東分というところになりますが、家屋等も公共施設の野外研修センター等がありますが、その分は問題ないということを確認しております。

次に26ページになりますが、今後のスケジュールですが、5月、6月に国土交通省と事前協議ということで、県のほうで対応しております。関係機関との調整が整ったということで、市のほうに意見を聴かれおります。今後、7月16日～29日まで公告・縦覧を行います。そのときに、意見書の提出ができますので、意見書の提出があった場合は、概要を県の都市計画審議会へ提出することになります。

県の都市計画審議会の議を経て、10月1日予定で、都市計画区域の変更と区域マスタープランの都市計画決定の変更を行うことにしております。

次に、各議案のポイントを説明させていただきます。

第1号議案は、小城都市計画区域の変更ということで、住民への縦覧と同じ内容となります。変更理由も、先ほどパワーポイントの資料で説明したとおりとなっております。

3ページに主な根拠法令と経緯と今後の予定を掲載しております。公聴会については、公述申し出書の提出がなかったので、中止しております。

次に、第2号議案になりますが、こちらの変更理由につきましても、「平成17年3月の市町合併を契機として、新たに一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について、現在の小城都市計画区域及び牛津都市計画区域を統合し、並びに都市計画区域を拡大する変更を行うため。」となっております。

内容は、別添ということで、小城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の表紙があり、次のページに、本県では、県土の都市計画を広域的に捉える観点から、県内を5地域に区分し、地域マスタープランを策定していますとあり、次のページに図1とありますが、上位計画に佐賀県総合計画があり、その下に地域マスタープランという佐賀県独自の任意計画を広域的に策定されています。そして、法定事項の都市計画区域マスタープランを策定するようになっております。

前のページに戻りますが、中ほどに「県が定める「都市計画区域マスタープラン」は、地域における都市の位置づけや隣接する都市との関係などを踏まえ、広域的かつ長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を示すなど都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものです。」ということで、マスタープランという性質ですので、都市計画の基本的な方向という部分となっております。

次に、「また、「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を定めることから、福祉施策、産業や観光等の振興施策に関する計画は対象としませんが、総合計画に掲げられている施策を、都市計画制度を活用して、側面から支援する役割も担っています。」とあります。都市計画法に基づく区域マスタープランとなりますので、内容については、都市計画法の制度を活用できる内容等が明記されています。

次に1ページですが、都市計画の目標ということで、課題がありますが、「小城市小城町を中心に、牛津、三日月、芦刈地区と連携し、日常生活機能の維持・充実に求められている。」

下の将来地域構造は、地域マスタープランに掲げられた地域構造となっております。

内容は、概要で説明しましたので、割愛させていただきますが、最後のほうになりますが、新旧対象表がありますが、こちらの説明をさせていただきたいと思っております。先ほど、法定事項と説明しましたが、旧の分が旧小城町の小城都市計画区域、新の分が小城市全体の小城都市計画区域の内容が記入されています。集約型都市構造の方針や人口減少・少子高齢化への対応、小城市全体を追加した内容となっております。

次に、3号議案になりますが、先ほどの概要でも説明しましたが、議案では、国道・県道の都市計画道路は、県決定となりますので、県決定と市決定と分けております。道路の番号は、以前は、一番右側が一連番号で表示しておりましたが、小城と牛津の一連番号が重複しますので、地区ごとに100番単位で分けており、牛津を200番台ということで指定をしております。

2ページ以降は、計画書ということで、都市計画の書類になりますが、内容は、名称、位置、区域などありますが、位置、区域などは、従前のままで、今回は、名称のみが変更となっております。

3ページは、変更概要書ということで、変更前後を掲載しております。

あとは、議案の付図になりますが、1号議案が都市計画区域の変更ということで、小城市全域を区域

ということで表示しております。

2号議案は、付図はなく、3号議案は、計画書ごとに分けております。道路は、変更後が赤色となっています。

○長会長

はい。ありがとうございました。今、説明がありましたとおり、1号議案から3号議案まで議案の説明をいただきました。なにか、ご質問やご意見等はございませんか。

○事務局（田中主査）

補足ですが、参考資料5を説明しておりませんでしたので、説明をさせていただきます。参考資料5の佐賀県都市計画中部地域マスタープランですが、閲覧には、参考ということで、区域マスタープランに添付しております。42ページのほうに、都市計画区域の再編について、ポイントがまとめられていますので、こちらを説明したいと思います。

現在の都市計画制度適用上の問題ということで、①市町村合併を受けた都市計画の基本的な問題ということで、1つの市町の中に、線引き・非線引き都市計画区域、都市計画区域外など統一のない都市計画制度が指定されているため、新市町において一体的な都市計画行政を進める上で問題が生じる可能性がある。右側が現在の都市計画区域の指定状況の図となります。

次に46ページのほうを見ていただいてもよろしいでしょうか。準都市計画区域と都市計画区域の違いを説明され、準都市計画区域を都市計画区域に指定する必要を記入されています。

1つめに、準都市計画区域では、建築や開発行為に伴う生活道路の確保などの規制誘導が図られるため、一定の都市環境が確保される。しかしながら、道路や公園、下水道等の都市施設や、市街地開発事業等の都市計画による基盤整備事業が難しいため、既存集落地等の生活環境の改善など、集落・近隣生活拠点を形成していく上で、実現化手法が限定される問題がある。下のほうに、違いということで、表で整理されています。

48ページに課題と方針が整理されていますが、右側の都市計画制度適用のあり方の（2）市町を単位とする都市計画区域の再編・統合ということで、都市計画区域の指定にあたっては、都市計画の推進を図る枠組みと市町の行政範囲の整合を図るため、基礎自治体である市町の行政区域を単位として、現行及び新たに指定する都市計画区域の再編・統合を行う。とあります。

次に、（4）に準都市計画区域への都市計画区域の指定とあり、準都市計画区域においては地区計画制度の活用が可能となるよう、都市計画区域の指定を行うとあります。

49ページに都市計画制度提要方策とあり、準都市計画区域への都市計画区域の指定と市町を単位とする都市計画区域の再編・統合と方針があります。

このようなことから、小城市は、全域を枠組みで都市計画区域を指定しようとなっております。

○長会長

ただいまの補足も含めて、ご質問をどうぞ。

○E委員

県計画のなかで、従来の都市計画の考え方と今回の佐賀県のマスタープランと若干ニュアンスが違うような感じがする。地図を見ていただくと、県庁を中心として、都市整備が進められてきたわけですが

ど、まだまだ、都市施設が整備されていない部分もあると思いますけど、佐賀県のマスタープランで重点地区を置かれているけど、その部分が私には、理解できない。そういうことで、なぜ重点地区において、佐賀県のマスタープランになっているかということがわかっていけば説明をお願いしたい。

それと、3月21日に住民説明会があったということですが、何名参加されましたか。三日月、芦刈地区は、都市計画区域が従来なかったのので、啓発をしていく必要があると思いますが、住民説明会では、どの程度来られました。

○事務局（田中主査）

2つご質問がありました。まず、2つめの住民説明会のほうから回答させていただきますが、参加者は、結論から言いますと、11名となっております。こちらの方も、説明会だけでは、少ないだろうということで、県と協議をしまして、まず、小城市内の全区長さんには、個別に説明会開催の通知を行い、市報以外に周知を行っております。

三日月、芦刈地区は、新たに都市計画区域が指定されるということで、三日月と芦刈地区の区長会には、こちらから参加をさせていただいて、概要を説明しております。特に、住民さんに影響がある建築形態規制値を説明させていただいています。そこで、準都市計画区域と大きく変わらないと説明しております。

1つめのマスタープランですが、回答が違った場合は、質疑をいただきたいと思います。まず、拠点形成ということが新たにできております。こちらのほうが、人口減少、少子高齢化という大きな流れがありますので、先ほどの参考資料5の中部地域マスタープランの5ページになりますが、目指すべき都市づくりを推進するための基本方向ということで、集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくりの基本方向を以下に示すとありますけど、(1)で集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくりの基本方向を明記されています。

2ページに戻りますが、地域マスタープランの上位計画に「人口減少・超高齢社会に対応した佐賀県に適した都市のあり方」（基本方針）を平成19年3月に策定されていますが、こちらのほうに人口減少・超高齢社会に対応した都市計画をどうしていくかということで、先ほどの集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくりが掲げられています。

6ページを見ていただくと、従来の右肩上がりで行きますと、都市構造上の問題、課題を抱える都市（拡大・拡散型）ということで、市街地が拡散していくと道路、下水道などの整備が効率化できないということで財政的な制約がでてくると、あとは、高齢者が公共交通などで移動が困難になり、住みにくくなるという懸念があるというような課題を書いています。

長期に、今後のまちづくり考えたときに、集約型の都市構造をもつ都市（集約拠点・地域ネットワーク型の都市）という形が方針にあります。

7ページに広域拠点地区、地域拠点地区、集落・近隣生活拠点地区という3つの拠点を位置づけています。拠点はイメージではありますが、拠点の中に、医療、保健、福祉が必要な都市的サービスを掲げています。これが、拠点の都市づくりということになっております。

ただ、中部地域マスタープランの中でも、議論されていましたが、佐賀県が農業のまちということもありますので、既存の集落をどうしていくかということも都市計画部門でも議論をされております。その中で、中部地域マスタープランの中で配慮されていますが、50ページを見ていただければよろしいでしょうか。区域区分の中で、(2)区域区分の②市街化調整区域での地区計画などの運用ということで、市街化調整区域で人口減少などの課題もあり、都市計画サイドで農業といっしょに検討していく必要が

あるということで、一定の秩序ある開発を誘導していくことが重要であるので、ここで地区計画制度を活用して、一定の条件に基づいて、集落の将来像を共有しながら、必要な開発や土地利用を誘導していく必要があるということを表示されています。

また、51ページの(3)その他の①非線引き都市計画区域での用途地域、特定用途制限地域制度などの中で、農振法との役割を分けながら、一定配慮したコミュニティの維持という部分で検討していくことを表示されています。

最後に、54ページに今後の課題ということで、①農業関連法・施策等との連携ということで、優良農地の保全と農村の維持ということを書かれています。以上、説明を終わらせていただきます。

○長会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○I委員

もともと、これは佐賀県が定めていることになっているが、国土交通省の国の方針があるわけで、その部分とも整合を図らなければならないと思う。今日の審議会で何を決めればいいのか。

○E委員

議案が出ているとおり、変更承認をすることだと思いますけど、承認せざるをえないと思いますけど、審議会に諮る必要があるのか。審議会の所掌事務であると思いますけど、県が作った都市計画は、県都佐賀市を中心としたマスタープランを作っているが、多久市、神崎市など広域のマスタープランを作った経緯を知りたかった。

○B委員

都市計画区域において、まず、都市計画区域内で佐賀市においては、市街化区域、市街化調整区域があり、それは、都市計画で非常に大きいと思います。今回、小城市の場合は、その線引きもありません。あと、用途地域もありません。線引き、用途地域というのが、都市計画の手立てとして非常に強制力が強いんですよね。この、中部広域で見たときに、佐賀市のみ市街化区域を持ってきている。佐賀市の周辺は調整区域ですよ。その周りは、調整区域でも、市街化区域でもない。

県が中部広域でやるときに、佐賀市は線引きで、その周辺は市街地ではないと。ただし、拠点は確保しましょうと。そんなことが大きな流れとしてあるのかな。要するに、市街地をランク付けしているわけですよ。その中で、小城市を組み込まれているのかなと思います。

あと、気にすべきは、農振地域との関わりをどうしていくかということだと思います。

自分も、準都市計画区域を都市計画区域にするメリットがわかりづらいと思います。準都市計画区域をなくすということですよ。県の方針としてはですね。そういう風に理解していますが、補足を願います。

○D委員

委員に参加させていただいて、議論しているわけですけど、小城市と牛津町は都市計画区域だけど、三日月、芦刈は準都市計画区域だったわけですよ。資料において、都市計画区域になるということだったですよ。小城市が一体となって、佐賀県のマスタープランと連携しながら、開発されていくとい

う説明でしたよね。

○長会長

小城の場合は、準都市計画区域を作ったわけですよね。今日、説明があったように、佐賀県のほうが佐賀県に5つのブロックに分けて、小城市は、佐賀市を中心とする広域的な都市のあり方に入ってきていると。その地域ごとにマスタープランを作るにあたって、ひとつの枠組みといいますか、パターンみたいなのがあって、各市町で作っているマスタープランと整合をさせないといけないので、整合をしていく過程で、小城市の場合は、都市計画区域と準都市計画区域とあって、4つあるわけですけど、ひとつの市に4つもあるので、煩雑という面もあるし、整合を図るために都市計画区域を1つにしてはどうかということだと思います。

○事務局（田中主査）

補足をさせていただきたいと思います。県のほうで、都市計画区域の指定となっておりますが、平成20年8月に小城市都市計画マスタープランを策定させていただいています。小城市においても、参考資料6に将来都市構造を描いております。こちらに、小城市全域を都市計画区域として、都市構造を考えております。

次に、都市計画区域をなぜ指定するのかということになりますけど、都市計画区域を指定して、大きな内容は、都市施設の決定となります。都市計画法の中で、都市計画制度をどう活用しながら、我々が将来都市構造に基づき、土地利用なり、道路等の都市施設を決定していくというのが、今後求められていくと思います。まだ、具体的にそこまでいっておりませんので、今日は、枠組みとして、そのために市としても全域を、将来都市構造を達成するためにも、都市計画法の各種制度を活用するためにも、まずは、全域を都市計画区域にしていきたいということです。

本日、審議会に提案させていただいている理由は、平成20年8月に策定した小城市都市計画マスタープランも審議会に議決をいただいておりますので、マスタープランに基づいて、市としても作業を進めておりましたので、参考資料の最後のページに将来都市構造を実現していく上で、実現化の方策とありますが、これが、都市計画区域の変更ということで、小城都市計画区域と牛津都市計画区域がそれぞれ指定されていますが、一体の都市としてバランスのとれた発展と保全を実現していくために、都市計画区域の一体化や都市計画区域の拡大など、適切な区域の指定に向けた変更を検討していきますとあります。

都市計画区域を指定された次のステップとして、土地利用なり、都市施設としての道路、公園などそういったものを個別に、都市計画の決定をしていく必要があると思っております。そういったためにも、小城市全域を都市計画区域に指定したいと思っております。あとは、開発許可など事前協議で開発が無秩序に行らないような形で仕組みを担保していきたいと考えております。

現在、小城町、三日月町を横断する佐賀唐津道路の住民説明会が行われ、都市計画決定の手続きが行われていますが、例えば、都市計画区域が2つにまたがる場合は、県決定になり、都市計画区域ごとに決定をしなければならないので、こういった事務的な問題が、都市計画行政を進めていく上で問題が生じる可能性があるということでもあります。

○F委員

要するに都市機能集約型のまちづくりの方向性みたいのがあったうえで、都市計画区域の指定という

のは、そういう流れになると思っていいのか。

○事務局（田中主査）

市として、誘導していきたいのは、道路等の整備したところに公共施設なりを、そういった拠点に誘導していきたいという考え方は、マスタープランでは出しております。

○I委員

少子高齢化がやがてきますよと、そうすると小城市単独では、都市機能を維持できないよと、だから、広域行政でやらないと、ハイコストでどうにもならないというイメージなのかなと。だから、参考資料5の15ページからそういうことがかいてある。26ページに望ましくない市街地形成例と書いてあるので、望ましい市街地像が方針図に書いてあるのかなあと。一市独立の行政プランでは、立ち行かないと。だから、みんなで考えましょうということだと思う。そこを説明しないといけない。これを見ると人口減少、高齢化になるので、市単独では、維持できませんよ。だから、みんなでがんばりましょうということ。道路とか、施設とかハード面は考えて、交通とか、居住地も集中化して、ローコスト化にもっていかないとだめよということである。離れたところに集落を作ると、道路、水道、下水道など全部引かなければならなくなる。ライフラインだけでも、ハイコストになるわけですから。

小城市の長期的スパンの考えがどうなのかというのも気になる。

○E委員

小城市総合計画や小城市都市計画マスタープランに基づいたあるべき姿をどう実現化させていくかという計画になってほしいと思う。都市計画の線引きの話もあるし、土地利用計画の問題も残っているわけです。いつ頃、全体像ができあがるのか、市民の立場で、小城市がどうなるのか、土地利用計画ができていないのに、いつまでにできるのですかという不安がある。用途をどうしますか、用途をする場合は、規制が発生するので、住民の理解を得なければならない。それが、都市計画はどういうものかということをも住民の理解を高めていくことも大切だと思っています。だからこそ、説明会に何人来られましたかということをお聞きしました。ゆくゆくは、そこしかないわけですから。あくまでも意見ですけどね。

○長会長

制度としての枠組みを行政のほうでやってきているわけですよ。だから、大枠を整えながら、小城市の中身をどう作っていくのかということが作業となってくるとは思いますけど、やっそこまできましたということだと思います。これから、いろんなことを考えていく上で、一本化しておいたほうが公園などを作ったりしていくときに、芦刈にはできないとか、三日月とかにはできないという制度的に問題がでてくるので、ひとつにしておいたほうがいいということだと思います。

今日の議案につきましては、これからが小城の都市計画の姿が見えてくるとは思います。そこに持っていくための前段だと思っていただければと思います。よろしいでしょうか。

(はい。)

○B委員

気にすべき点は、小城市は、拠点を4カ所にしていますが、拠点とそれ以外の集落ということがありますが、今後、その辺を明確にしていく必要があるという方向を打ち出していますので、それはいいと思います。

先ほどから言っています、道路ですが、一般論ですが、都市計画道路は、全部はできませんよ。いずれ、見直しとか、広域の道路の佐賀唐津道路、有明海沿岸道路に接続する新しい道路は必要だけでも、今、計画しているのは必要ないですよとか、広域的な計画にのっとして、変更をせざる得ないのがあるのかなと思います。

小城都市計画区域マスタープラン新旧対象表とありますよね、赤字が変更ですが、よく読むと大きな変更かなと思う。あと、旧の方は、私たちが議論しましたよね、そのときのマスタープランですか。

○事務局（田中主査）

旧は、県が策定した旧小城町の小城都市計画区域のマスタープランです。

○B委員

小城市になる前のマスタープランですね。

○事務局（田中主査）

旧は、旧小城町の小城都市計画区域で、新は、小城市全体が対象となりますので、三日月、牛津、芦刈の分が追加されているわけです。議案2の表紙の次のページを見ていただくと、図1がありますが、都市計画法の中で、県が策定する都市計画区域マスタープランと市が平成20年8月に策定した市町村都市計画マスタープランと2つのマスタープランがあります。通常は、県の区域マスタープランに沿って、市の都市計画マスタープランを策定することになりますが、今回は、市のほうでビジョンを出していく必要があったので、至急、都市構造を描いていく必要があるということで、市の都市計画マスタープランを策定しております。

今回、提案しているのは、県が策定する区域マスタープランを第2号議案で提案しています。この場合は、図1の下の※にありますますが、都市計画区域マスタープランの策定以前又は策定中に、市町村都市計画マスタープランが策定済み又は策定中である場合は、「調整」となります。ということになりますので、県も市のマスタープランを尊重しながら、区域マスタープランを策定していただいています。

○B委員

ややこしいのではあるけど、別物というわけですね。

○事務局（田中主査）

考え方は、県の小城都市計画マスタープランで旧小城町の計画が、小城市の計画となります。それで、区域マスタープランは、変更という言い方をしております。

合併して、小城市の策定する都市計画マスタープランは、小城市の計画がなかったもので、策定という考え方にしております。

○E委員

今回は、区域の見直しで名称が変わるようなことだと思うが、本来は、小城と牛津は都市計画区域が

あり、都市計画があったと、今度、三日月と芦刈も仲間になったので、いっしょにやりましょうということで、いっしょになったと。ただ、問題が小城市になったわけだから、小城市バージョンに置き換えないといけない。今までは、個々の町がやってきたものを繋いでいるだけであって、例えばですよ、道路の問題もあったわけですけども、県都佐賀市に繋げる道路は、あるわけです。でも、縦の道が弱い。新たな都市計画の計画を作り上げていくそういう工夫が必要だと思いますけどね。

○長会長

マスタープランは作られて、それを元にされている。しかし、まだ、市民の皆さんに十分説明をしているとは言えないと思うし、枠組みも大枠ですから、中身のいろんなことも作業をしていかないと、なかなかわかりづらいということだと思いますけど、これからの作業なのかなと思います。

○B委員

先ほど言われた道路網の見直しは、審議会の非常に大きな決定だと思うんですね。まあ、それは、大変な作業ですよ。住民の賛成とか、反対とかあるので、なかなか難しいと思うんですが。

○E委員

簡単なものではない。

○I委員

10、20年だと思う。だけど、どっかで言い始めていないと、小城がポツンと残される可能性もあるので、広域の情報は、情報として入れて、小城市のマスタープランを実現化できるような、具体的なプランニングが必要と思う。

○長会長

3号議案までは、手続きを進めていく上でも、必要と思いますので、承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい)

それでは、4号議案に入りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○事務局（田中主査）

4号議案ですけど、先ほど、パワーポイントでも説明いたしましたが、小城都市計画の変更に伴って、車線数の明示をしていませんでしたので、議案の構造の中に、2車線という部分がありますが、こちらを明記しております。裏側に変更前と変更後を記入しておりますが、変更前には、車線数の数がございましたが、変更後に車線数の数を2車線という部分を明示しております。延長、幅員等は変わっておりません。法令に基づいた形で、変更をしていくということです。このような変更も都市計画審議会の議を経て、手続きする必要がありますので、併せて提案をさせていただいております。

あと、付図のほうですが、最後のページの7ページの図面のほうに、小城駅千葉公園線ということで、変更後に2車線という部分を明示するという内容です。以上、説明を終わらせていただきます。

○長会長

形式的なことなんですけど、別に問題ないと思いますけど、よろしいでしょうか。

(はい)

4号議案も承認いただいたということできたいと思います。その他とありますけど。

○事務局（池田室長）

第1号から第4号議案まで、活発なご意見、ありがとうございます。次回の案件の件ですが、日程は、はっきりしていません。今、話があっているのは、佐賀唐津道路の多久佐賀道路の本線の都市計画決定です。多久佐賀道路につきましては、自動車専用道路ということで、計画をされております。この件につきましては、住民説明会ということで、平成22年2月18日に午後7時から三日月地区、同じく、2月19日に午後7時から小城地区で、小城市内の関係分につきましては、2カ所で開催しております。佐賀市、多久市も関係される地区でそれぞれ開催されています。計画案の閲覧を平成22年2月15日から3月5日まで各庁舎の総合窓口で行っております。公聴会を平成22年3月14日に計画路線全体ということで、ドゥイング三日月で行っております。公聴会のときも、意見があっております。小城市においても、関係地区の説明会ということで、3月23日に小城の峰地区、4月13日に三日月の芦田地区にそれぞれ国、県、小城市と参加して、住民の皆さんと意見交換を行っているところです。今後も、説明会などで説明をしていかなければいけないと思っております。詳細の日程等が決まりましたら、委員の皆さんにも、ご連絡をしていきたいと思っております。

あと、報告事項ですが、前回の審議会において、牛津都市計画の下水道の変更を提案しておりました件について、平成22年1月29日付けで告示が終了しております。以上、その他ですけれども、皆さまのほうから何かないでしょうか。

○E委員

今、お話になった牛津下水道の関係は、何でしたか。

○事務局（古川部長）

牛津の下水道につきましては、下水道の認可の変更に伴いまして、計画区域が、現状が田の部分まで計画区域に入っている部分がありまして、その分が約10haあったわけですけども、その部分につきまして、現在では、宅地化の計画がないということで、計画区域から除外するよう国・県から指導がっておりますので、その分でございます。

○I委員

要望事項ですが、資料の見出しなどをつけて、わかりやすくしてください。

○事務局（池田室長）

今回は、すぐわかるような資料にしたいと思います。これを持ちまして、第3回小城市都市計画審議会を閉会します。お疲れ様でした。

〈閉会〉